

「地域連携・地域展開推進計画」に付随する詳細案

I 地域部活動の運営主体の設置について

1 目的

生涯学習課に地域部活動の運営主体を置くことによって、中学校部活動の地域展開を促進し、地域のスポーツ・文化環境の充実を図る。

2 方法

- ・運動系地域部活動の運営主体として、総合型地域スポーツクラブ（岩倉スポーツクラブ）に「小中学生の部」を新設し、地域展開後の地域部活動に所属する児童生徒は、現行の規定（1,200円＋保険料）により加入する。岩倉スポーツクラブの従来活動（地域住民の健康増進やレクリエーションスポーツの機会提供）は「軽スポーツの部」とし、「小中学生の部」とは区別する。
- ・文化系地域部活動の運営主体として、岩倉市文化協会に「小中学生の部」を新設する。入会はスポーツクラブに準じて新たな加入制度を設ける。

3 運営主体としての役割

- ・活動方針の策定（部活動ガイドラインとの整合、スポ少等と連携した長期的な成長の支援）
- ・学校（中学校、小学校）との連携（活動場所や日程の調整、指導者間の情報共有など）
- ・参加者（小中学生）の募集・登録管理と、保護者や関係者との連絡調整（アプリの活用）
- ・適切な指導者の配置（兼職兼業許可を得た教員や市職員、地域のスポーツ指導者など）
- ・指導者の研修・資格取得支援
- ・活動中の事故防止対策（救護体制、熱中症対策、スポーツ安全保険の加入手続き等）
- ・運営資金の管理（会費の徴収・管理、自治体の補助金や助成金の活用）
- ・地域連携の促進（地域のイベントへの参加・協力、近隣の団体や競技連盟との連携強化、地域企業や団体との協賛・スポンサーシップの検討）

4 運営体制

- ・岩倉スポーツクラブ及び文化協会の会長や理事など、既存の役員で運営体制を構成するとともに、必要に応じてコーディネーターや事務担当者を増員する。
- ・入会要件（会費等）については自律的な運営が可能となるようその都度見直し、場合によっては法人格の取得を目指す。

5 今後の予定

- ・岩倉スポーツクラブや文化協会の理事会等への提案・承認
- ・必要に応じて参加者募集および保護者等への説明実施
- ・試験的運用期間を経て徐々に本格運用へ。

II 部活動を地域展開する際の条件（基準）について

1 提案の趣旨

本市では、条件の整った部活動から順次地域部活動への移行を進める方針だが、その場合の条件を予め想定することにより、計画的な地域展開を進める。

2 地域部活動として成り立つ場合の条件

(1) 指導者の確保と指導者間の連携が十分にできていること

- ・ 地域指導者や兼職兼業教員など、教員経験者やJSPO公認資格をもつ指導者が、1つの組織に少なくとも複数名存在すること。
- ・ 指導者間に指導方針等に関する共通理解が図れていること。特に、休日のみの地域展開においては、平日の学校部活動顧問との連携が図れていること。

(2) 受け皿となる団体・組織が継続的に指導できる可能性が高いこと

- ・ 既存の市民活動に中学生の部が新たにできた場合や、中学生を受け入れる自主的な指導組織が立ち上がった場合などで、学校と連携した安定的な練習継続が見込まれる場合
- ・ また、地域部活動となるにあたって、指導者や保護者、関係者との共通理解が図れていること。

(3) 参加する生徒が一定数いること

- ・ 休日の地域展開後も参加希望者が一定数以上見込まれること。（その場合、学校単位のみならず、複数の学校での合同活動も可）
- ・ 学年をまたいで継続的な参加者が見られ、一時的な移行ではなく、持続的な活動が可能であること。

(4) 学校施設や地域施設を活用しやすいこと

- ・ 学校施設や地域施設の利用が可能で、活動の拠点が主に学校や市の公共施設（体育館・運動場・文化施設など）であること。

(5) 保護者や地域の理解が得られること

- ・ 地域展開に向けた保護者への説明が進んでおり、理解が得られること。
- ・ 参加する生徒・保護者への時間的・経済的負担が大きくなならない形で展開が可能であること

3 地域展開のスケジュール

- ・ 令和8年9月から、指導者・受け皿がすでに整備されている部活動からモデルケースとして休日移行を試行的に開始
- ・ 地域部活動として運営し、課題を抽出
- ・ モデルケースで得た知見をもとに、地域指導者の確保や施設の調整を進め、受け皿となるクラブを拡大
- ・ 状況を見て、平日活動の地域展開も検討。平日の活動の地域移行も視野に入れた体制を整備。
- ・ 学校・地域・保護者・生徒の理解を得ながら段階的に移行する。

III 教員・市役所職員の兼職兼業による部活動・地域クラブ指導の推進について

1 提案の趣旨

部活動の地域展開に伴い、教員および市職員が、兼職兼業の制度を活用しながら、部活動や地域クラブの指導者として活動できる仕組みを整備することにより中学生の活動環境を充実させる。

2 兼職兼業制度の活用方針

(1) 兼職兼業対象者

- ・学校部活動の兼職・兼業 ← 市内小学校の教員・市役所職員
- ・地域クラブの兼職・兼業 ← 市内小中学校の教員・市役所職員
(退職後の教員や公務員も対象として、長期的な指導体制を確保する。)

(2) 兼職兼業を認める条件

- ・本務に支障を及ぼさないこと（勤務時間外の活動を基本とする）。
- ・教育的視点から適切であること（生徒の健全な成長を支援する目的であること）。
- ・学校や教育委員会の指導の方針と整合性が取れていること。
- ・地域のニーズに応じた指導が可能であること
- ・地域クラブや学校部活動の指導に真剣に取り組むこと。
- ・原則として有償とし、適正な報酬を設定して行う。
- ・公務員の兼職兼業規定に基づき、収入を報告し適正な手続きを行う。
- ・長時間労働を防ぐために適切な時間管理を行う。

3 兼職兼業の手続き

(1) 申請書の提出

- ・指導希望者（教職員・職員）は、「兼職兼業許可申請書」を所属長に提出する。
- ・申請内容には、活動内容・勤務時間・報酬の有無などを記載する。

(2) 教育委員会・市役所の審査

- ・教員については教育委員会が、市役所職員については担当部門が審査し、許可を判断する。

(3) 許可証の発行・活動開始

- ・許可が下りた後、指導者として正式に活動を開始。
- ・必要に応じて、年次報告（活動実績・報酬の管理）を提出する。

4 兼職兼業を進める上での留意点

- ・教員は「勤務時間外」の指導を原則とするが、活動時間との調整を適切に行う。
- ・市役所職員についても勤務時間外の活動とするが、業務調整が必要な場合は市長の許可を得る。
- ・教員・職員の負担が過度にならないよう、本務の時間外労働時間と指導時間の合計が、月45時間を超えないようにする。
- ・管理や過労の予防のため、定期的に状況を確認する。
- ・教員・職員が指導者としてのスキルを向上させよう、研修や情報共有の機会を設ける。
- ・安全管理や指導方針について、統一的なガイドラインを作成し、トラブルを防ぐ。
- ・すべての地域指導者と連携を強化し、協力体制を構築する。

IV 中学生対象の文化・スポーツ団体に対する「公認制」の導入について

1 趣旨

一定の基準を満たす社会教育団体を「公認団体」として認めることにより、保護者や中学生が安心して社会教育に参加できるようにする。

2 認定基準

以下の基準を満たす団体を「公認団体」とする。

活動対象：中学生を主な対象とし、文化・スポーツ活動を提供していること

活動頻度：年間を通して、週1回以上の定期的な活動を計画的に行っていること

発表機会：年1回以上は、発表会・大会・試合・成果発表等の場を設けていること

会費：一人月3,000円程度までの安価な会費で運営し、保護者の経済的負担を抑えていること

保険加入：活動中の事故や怪我に対応できる適切な保険に加入していること

非営利性：営利目的ではなく、地域の青少年の育成を目的とした団体であること

3 認定団体への特典

- ・市内の学校施設（体育館、グラウンド、音楽室、調理室など）や公共施設を、優先かつ安価に利用できるよう調整する。
- ・認定団体での活動や大会・発表会での成果を、優先的に学校の表彰や内申書記録対象とする。
- ・市のホームページや広報誌での活動紹介
- ・新入生・保護者向け説明会での案内掲載
- ・指導者向け研修会や安全管理講習会への参加

4 制度導入に向けた今後の取り組み

- ・制度の設計・要綱の作成
- ・認定基準や申請方法の明確化、関係機関と協議
- ・運営ルール（公認団体の継続審査、禁断時対応など）の整備
- ・いずれかの団体の調査・ヒアリング
- ・市内文化・スポーツ団体の現状を調査し、受け入れ可能な団体を認識する
- ・認定基準への適合状況を確認し、必要な支援策を検討する
- ・一定期間、公認団体としての認定制度を試験導入し、運営上の課題を検証する
- ・試験運用の結果を踏まえ、正式運用を開始
- ・制度を正式に導入
- ・広報活動を行い、新たな団体の認定申請を推進

V 「中学生のための地域活動体験会」の開催

1 趣旨

部活動地域展開の一環として、中学生の活動の場を社会教育へ拡充するために、小中学生が地域文化・スポーツ・ボランティア・伝統芸能などを体験できる機会を設定する。その第一歩として、令和7年度は「愛知県民の日・学校ホリデー」(令和7年11月21日)を活用し、小中学生(4年生以上)を対象とした地域活動団体の紹介と体験会(「マルチ活動デー(仮称)」)を開催する。

2 「マルチ活動デー(仮称)」の実施概要

- (1) 開催日：令和7年11月21日(愛知県民の日・学校ホリデー)
- (2) 開催場所：市内小中学校及び公共施設(地域団体ごとに割り振り)
- (3) 時間枠：午前の部：10:00～12:00 午後の部：13:00～15:00
(団体ごとに1枠で実施。含：準備と片付け)
- (4) 対象：市内の小中学生(希望制・事前申込制)
- (5) 参加費：保険料程度
- (6) 主催：市教育委員会

協力：市内の地域活動団体・文化協会・スポーツ協会・スポーツクラブ、社会教育関係団体

3 実施内容

(1) 地域活動団体の募集と調整

小中学生(4年生以上)が体験可能な地域活動団体を募集

指導者や運営スタッフを確保できる団体に対して、会場(小中学校)と時間枠を割り振り
参加可能な団体の一覧を作成し、各活動の内容、実施場所・時間を事前に公表

(2) 体験会の内容

地域文化・スポーツ・伝統芸能・ボランティア活動などを体験できる場を提供

例：スポーツ(陸上、剣道、柔道、卓球、バドミントンなど)

文化活動(茶道、華道、書道、絵画、音楽、合唱、演劇、ヨーヨーなど)

伝統芸能(和太鼓、お囃子、舞踊など)

地域貢献活動(ボランティア、防災活動、環境保護活動など)

(3) 小中学生(4年生以上)の参加募集と調整

市内の小中学生を対象に、事前登録制で参加者を募集

各団体の活動ごとに定員を設定し、事前に人数調整を実施

(4) 当日の運営

会場運営・受付・安全管理を各活動団体が行えるよう、事前説明会を行う

緊急の場合の連絡体制を整えておく

体験終了後にアンケートを実施し、今後の活動の参考とする

4 今後のスケジュール

- ・地域活動団体の募集・調整、活動内容・実施場所・時間枠を決定(令和7年4月～7月)
- ・体験会の一覧表を作成し、小中学生の参加募集、事前申し込み、定員調整(令和7年9月～10月)
- ・事前説明会・体験会(令和7年11月21日)の実施
- ・事後評価と継続検討(令和7年12月以降)